

芝山町学校給食センター設計業務委託仕様書

I. 概要

1. 趣旨

この仕様書は、芝山町が発注する芝山町学校給食センター基本設計及び実施設計業務委託の仕様について定めたものであり、本業務にあたっては業務委託契約書のほか、この仕様書の定めによるものとする。

2. 施設名称

芝山町学校給食センター

3. 建設予定地

芝山町小池2700番地52（芝山工業団地公園内）

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月27日まで

5. 新施設の概要(予定)

- (1) 構造 鉄骨造又は鉄筋コンクリート造
- (2) 階数 地上 1階
- (3) 延床面積 概ね750㎡ 程度
- (4) 敷地面積 概ね3,100㎡ 程度
- (5) 用途地域 工業専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
- (6) 給水 芝山工業団地内専用水道
- (7) 排水 芝山町公共下水道
- (8) 主な用途 学校給食の調理（対象校：小学校1校、中学校1校）

6. 建設事業スケジュール(予定)

- 令和6年度 基本設計、実施設計、用地測量、地質調査
- 令和7～8年度 建築工事、厨房設備機器設置
- 令和8年9月 供用開始(予定)

7. 設計条件等

(1) 設計基準、設計上の留意点

- ① 「芝山町学校給食センター整備基本計画」(令和6年3月)に基づき、設計すること。
- ② 関係基準書・容量・指針・構造令等に基づき設計し、関係法令を遵守すること。
- ③ 「学校給食衛生管理基準」(文部科学省)及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)に適合し、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point:危害分析重要管理点)の概念を取り入れ、衛生的かつ安全安心な給食を提供するため、ドライシステムを導入する。
- ④ 各室の部屋割及び区域(汚染・非汚染・一般等)は事業者において提案すること。
- ⑤ 設備等の配置計画及び稼働機器の効率性、調理員の動線等を十分に検討すること。
- ⑥ 一日当たり、最大600食程度を提供できる給食施設とすること。
- ⑦ 給食調理の熱源は、電気・LP ガスを併用し、熱効率性、安全性、ランニングコスト、CO₂ 排出量等の配慮、緊急時・災害時における対応等を総合的に検討すること。
- ⑧ 建物の省エネルギー化、太陽光発電、蓄電設備など、環境負荷の低減に配慮した施設とする。
- ⑨ 近隣への防音及び防臭対策及び外部からの防虫及び防塵対策を講じた施設とする。
- ⑩ 給水は、芝山工業団地専用水道を使用するが、給食センター独自に学校給食衛生管理基準に則した塩素濃度について管理可能な施設とする。
- ⑪ 食育推進の観点から見学機能等を有する施設とする。また、調理時間中は調理従事者と見学者の動線が重ならないように配慮した施設とする。
- ⑫ 食物アレルギー対応食の導入を考慮した施設とする。
- ⑬ 災害時などにおける施設の対策や防災に配慮した機能の整備を検討する。
- ⑭ 普通車駐車場の収容台数については、来客・職員用30台程度(うち障がい者用1台)の確保を想定している。また、土地利用計画において、大型車両は給食配送車(2台)及び見学者用バス(1台)の駐車場所等について考慮すること。
- ⑮ 「官庁施設の総合耐震計画基準」(国土交通省)による耐震安全性の分類は

次のとおりとする。

- ・ 構造体 Ⅱ 類
- ・ 建築費構造部材 B 類
- ・ 建築設備 乙 類

⑩ 材料、工法等

- ・ 材料及び工法等の選定にあたっては、特に発注者の指示がない場合は受注者がこれを選定し、その比較検討内容については発注者の同意を得ること。
- ・ 製造業者又は専門工事業者の協力が必要な材料及び工法等を選定する場合、又は特許権の対象となっている材料及び工法等を選定する場合は、事前に発注者と協議すること。
- ・ 材料及び工法の選定にあたっては、原則としてJIS規格品、汎用品等を採用して信頼できるものとし、できる限り既成品、規格品を有効に使用する。

なお、製造業者又は専門工事業者の指定は原則として行わない。又、材料及び工法等の名称は普通名詞をもって表現すること。

⑪ イニシャルコスト及びランニングコスト等を十分配慮した施設とする。

(2)積算上の留意点

- ① 設計図書作成後、発注者の精査及び確認を受けた後に積算業務を行うこと。
- ② 工事費積算においては、過大積算にならぬよう経済性及び効率性を考慮すること。

II. 適用基準等

本業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例等によるほか、以下の基準等を適用する。

ただし、発注者との協議により、提案内容がこれらの基準等と同等以上と認められた場合この限りではない。なお、いずれも最新版を採用すること。

1. 設計基準等

- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - ① 「建築設計基準」
 - ② 「建築設計基準及び同解説」
 - ③ 「建築構造設計基準」
 - ④ 「建築設備設計基準」

⑤「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」

・千葉県

①「千葉県福祉のまちづくり条例」

2. 標準仕様書

・国土交通省大臣官房官庁営繕部

①「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」

②「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」

③「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」

④「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」

⑤「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」

⑥「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」

3. 積算基準

①「公共建築工事積算基準」

②「公共建築数量積算基準・同解説」

Ⅲ. 共通事項

1. 本業務は、本仕様書により実施すること。
2. 業務着手に先立ち、業務着手届・業務日程表等を提出すること。
3. 業務に実施にあたっては、本町職員(以下「監督員」という。)及び学校給食センターと十分な連絡を保ち、業務の進捗状況に応じて監督員に中間報告をし、十分な打合せを行うものとする。また、監督員が進捗状況の報告を求めた場合は、速やかに応じなければならない。
4. 貸与する図書、図面、基準及び資料等は、業務完了時に返却すること。
5. 監督員との打合せを契約直後及び監督員の指示したときに行い、全て議事録を作成して速やかに提出し、発注者の承諾を受けること。
6. 成果品及びその著作権は全て発注者の所有とし、発注者の書面における承諾を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。
7. 受注者は、業務の内容が仕様書又は監督員の指示若しくは、打合せの内容に適合しない場合において、監督員から修正を求められたときは、速やかに応じなければならない。
8. 一部下請けについては、事前に発注者に届け出、承認を得たうえで決定するこ

と。

9. 受注者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

10. 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、決定するものとする。

IV. 成果品

受注者は、業務が完了したときは遅滞なく成果品を提出し、発注者の検査員により検査を受けるものとする。

また、受注者は監督員が指示し、これに同意した場合には、業務遂行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

本業務の成果品は次のとおりとし、提出部数等を変更することがある。

(1) 基本設計

		成果物等	形態	部数
1)総合		○建築(意匠)基本設計図書 ①計画説明書 ②仕様説明書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図(各階) ⑧断面図 ⑨立面図(各面) ⑩主要部詳細図 ⑪外構図(施設駐車場合む) ⑫レイアウト図及び概略設計図	A3	3部
		○工事費概算書	A4	2部
2)建築構造		○基本構造計画書設備 ①構造計画概要書 ②仕様概要書	A3	3部
		○工事費概算書	A4	2部
3)設備	電気設備	○電気設備基本計画設計図書 ①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書	A3	3部
		○工事費概算書	A4	2部
	給排水衛生設備	○給排水衛生設備計画設計図書 ①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書	A3	3部

	③配置図 ④空調設備系統図 ⑤空調設備平面図(各階) ⑥換気設備系統図 ⑦換気設備平面図(各階) ⑧その他設置設備設計図 ⑨部分詳細図 ⑩屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他、工事に必要な図書	A4 適宜 適宜	2部 2部 適宜
4)積算	○建築積算 ①建築工事積算数量算出書 ②建築工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書 ○電気設備積算 ①電気設備工事積算数量算出書 ②電気設備工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書 ○機械設備積算 ①機械設備工事積算数量算出書 ②機械設備工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書	A4 A4 A4	3部 3部 3部
5)その他	○概略工事工程表 ○パース(鳥瞰1枚、外観2枚、内観2枚) ○各種データ ○原図	適宜 適宜 適宜 適宜	3部 1部 適宜 1部

(注):建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 :建築構造の成果物は、総合の成果物の中に入れることができる。
 :設計図は、適宜追加してよい。
 :成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じまたは製本する。
 :各種データは、監督職員の指示によるデータ形式により、CD-ROMに保存し、提出する。